

医療機関等物価高騰対応支援金

申請のご案内(下半期分)

物価高騰の中で、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を支援するため、上半期に引き続き支援金を支給します。

1. 支給対象・要件

①～③の要件を全て満たす、

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所※が対象

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所

- ① 神奈川県内に所在する
- ② 令和5年10月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いに係る承諾通知を受けた施術所である
- ③ 申請日時点で令和6年3月31日まで運営を継続する予定である

2. 支給金額

無床診療所、薬局、助産所、あん摩マッ
サージ指圧・はり・きゅう施術所、
柔道整復施術所、歯科技工所

3万3千円/施設

※有床診療所及び無床診療所には、歯科診療所を含む。

3. 申請受付期間

令和6年**1月29日**(月)～ ※令和6年**3月8日**(金)

(※ 電子申請は17時まで。郵送は当日消印有効)

4. 申請方法

- ・申請方法は、電子申請又は郵送申請となります。
迅速な支給を行うため、電子申請による申請にご協力ください。
- ・複数の医療機関等を開設している場合は、できるだけ一括申請してください。
一括申請の記入例はホームページをご覧ください。
- ・柔道整復施術所とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を、同一の場所であわせて行っている場合は、いずれかの施術所から1件として申請してください。

【電子申請】（受付期限：令和6年3月8日（金）17時まで）

以下のURL又はQRコードからアクセスし、申請フォームから申請してください。
添付書類3点は、スキャナやカメラで電子データにしたものを送信してください。
電子申請の場合、紙のコピーは提出不要です。

（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/2bukkakoutou.html>）



《神奈川県 医療 物価高騰》で検索

【郵送申請】（受付期限：令和6年3月8日（金）当日消印有効）

申請書（第1号様式又は第2号様式）と 添付書類を同封して事務局まで郵送してください。

送付先：〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-19-9 第一暁ビル 7階

株式会社 阪急交通社 ※

神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事務局（下半期分） 宛て

（「申請書類在中」と**朱書き**してください）

※当事業は神奈川県より委託を受け、株式会社阪急交通社が運営しています。

5. 添付書類（上半期支給決定者で前回申請内容から変更がない場合は省略可能）

次の3つの書類の**コピー**を添付してください。

複数の施設を一括して申請する場合は、①②はそれぞれの施設分を添付してください。

1 療養費の受領委任の取扱いに係る承諾の通知書

- ・厚生（支）局長及び神奈川県知事が発行したもの
- ・紛失等の場合は「紛失理由書」を提出してください（様式はホームページに掲載）

2 支払い結果通知書

- ・申請日時時点で直近のもの
- ・発行元、施術日、支給金額、施術管理者名又は施術所名、施術所所在地がわかるもの）

3 振込先口座の通帳

- ・金融機関名・支店名、口座種別、店番号・口座番号、口座名義（カナ）がわかるページ
（①通帳の表紙及び②表紙を一枚めくった見開きのページ）をコピーしてください

6. 問合せ先

神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事務局（下半期分）

電話：050-5805-3243

受付時間：平日 午前9時～午後5時（土日祝日はお休みです）



様式ダウンロード、詳しい案内は《神奈川県 医療 物価高騰》で検索

ホームページ：「物価高騰による医療機関等の光熱費等に対する支援について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/f533/2bukkakoutou.html>

※QRコードという名称は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。